

環廃対発第100331002号
平成22年3月31日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長



循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環
廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社
会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているとこ
ろであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成22年4月
1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成21年度以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例
によるものとする。